

仙台市民生児童委員会評議員並びに理事及び監事に係る報酬等の支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台市民生児童委員会の評議員並びに理事及び監事に係る報酬等の支給基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬等の支給基準)

第2条 評議員の報酬は、無報酬とする。

(理事及び監事の報酬等の支給基準)

第3条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。